意見を募集します - パブリックコメント

下記計画の策定案・変更案がまとまりまし たので、市民の皆さんから意見や提案を募集 するため、パブリックコメント(意見公募手 続き)を実施します。

第三次弘前市環境基本計画(策定案)

地域環境の課題や地球規模の環境問題を踏ま え、市が持続可能な社会の構築を目指して策定 する「第三次弘前市環境基本計画」の策定案 **▼募集期間** 12月15日(火)~1月13日(水· 必着)

▼閲覧場所 環境課(市役所2階)、環境課町 田事業所(町田字筒井)、および共通事項に記 載の閲覧場所

▼対象 ①市内に住所を有する人、②市内に事 務所または事業所を有する個人または法人な ど、③市内の事務所または事業所に勤務する人、

④市内の学校に在学する人、⑤本市に対して納 税義務を有する人または寄付を行う人、⑥本計 画 (策定案) に利害関係を有する人

▼提出先

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、環 境課宛て

②環境課へ直接持参(土・日曜日、祝日、年末 年始を除く)

- ③ファクス…37-7271
- ④Eメール…kankyou@city.hirosaki.lg.jp
- ⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函
- ■問い合わせ先 環境課環境保全係(☎36-0677)

第2次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン (変更案)

弘前圏域(弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、 板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村)が定住 自立圏構想推進要綱および定住自立圏形成協定 に基づき策定している「第2次弘前圏域定住自 立圏共生ビジョン」の事業費等の修正を踏まえ た変更案

▼募集期間 12月15日(火)~1月20日(水·

▼閲覧場所 企画課(市役所2階)および共通 事項に記載の閲覧場所

▼対象 ①弘前圏域内に住所を有する人、②弘 前圏域内に事務所または事業所を有する個人ま たは法人など、③弘前圏域内の事務所または事 業所に勤務する人、④弘前圏域内の学校に在学 する人、⑤弘前圏域内に対して納税義務を有す る人または寄付を行う人、⑥ビジョン(変更案) に利害関係を有する人

▼提出先

①郵送…〒036-8551、上白銀町1の1、企 画課宛で

②企画課へ直接持参(土・日曜日、祝日、年末 年始を除く)

- ③ファクス…35-7956
- ④Eメール…kikaku@city.hirosaki.lg.jp
- ⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函
- ■問い合わせ先 企画課地域振興担当(☎ 26-6348)

~共通事項~

▼閲覧方法

○市ホームページから閲覧

○次の場所での閲覧(土・日曜日、祝日、年末年 始を除く、午前8時30分~午後5時)

岩木総合支所総務課(賀田1丁目)、相馬総合支 所民生課 (五所字野沢)、市民課駅前分室 (駅前 町、ヒロロ3階)、市民課城東分室(末広4丁目、 総合学習センター内)、各出張所

※市民課駅前分室は年末年始を除く土・日曜日、 祝日も閲覧可。

▼提出方法 指定の様式または任意の様式に、氏 名(法人などの場合は名称および代表者氏名)、

住所、在住・在学の別(任意様式の場合は対象① ~⑥のいずれか)、件名(任意様式のみ、「○○計 画への意見」など)を明記し、提出してください。 ※記入漏れがある場合は、意見として受け付けま せん。また、電話など口頭では受け付けません。

▼意見の公表など 寄せられた意見などは、計画 策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所 を除き、対応状況を市ホームページで公表します。 なお、個別の回答はしませんので、ご了承ください。 ※「わたしのアイデアポスト」は市役所総合案内 所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、 市民課駅前分室、市民課城東分室、各出張所に設 置しています。

対象の人は 忘れずに申告を

償却資産(固定資産税)の申告を受け付けます

【償却資産(固定資産税)の申告】

▼申告が必要な人 令和3年1月1日現在、市内 に事業用の減価償却資産(建物や自動車などを除 く)を所有する個人または法人

※令和2年中に新たに事業を始めた人はお知らせ ください。

▼申告期限 2月1日(月・当日消印有効)

▼持ち物 個人事業主が窓口で申告する場合、個 人番号カード(または身分証明書および個人番号 涌知カード)

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のた め、できるだけ郵送または eLTAX での申告をお 願いします。

【令和3年度分固定資産税・都市計画税を軽減す る特例申告】

▼申告期間 1月4日(月)~2月1日(月・当 日消印有効)

※申告期限を過ぎてしまった場合、軽減措置を受 けることができなくなりますので、必ず期限内に 申告をお願いします。

▼軽減措置の対象となる人 新型コロナウイルス

感染症の影響により、令和2年2月から10月ま での任意の連続する3カ月間の事業収入の合計が 前年の同期間と比べて、30%以上減少している 中小事業者等で、認定経営革新等支援機関等(税 理士など) からの確認を受け、資産税課へ申告を

▼軽減割合 令和2年2月から10月までの任意 の連続する3カ月間の事業収入の合計が前年の同 期間と比べて、30%以上50%未満減少している 場合…課税標準の2分の1、50%以上減少して いる場合…全額

▼軽減対象 事業用家屋に対する固定資産税・都 市計画税/償却資産に対する固定資産税

▼申告方法等について 特例申告書については市 ホームページからダウンロードするか、償却資産 の申告書に同封されている「申告の手引き」内の 特例申告書等を使用してください。できるだけ郵 送または eLTAX での提出にご協力をお願いしま

▼問い合わせ・提出先 資産税課資産税係(市役 所2階、☎40-7027)

多様性を尊重する まちづくりを

パートナーシップ宣誓制度が始まりました

市では、弘前市総合計画および弘前市男女共同 参画プランに基づき、「一人ひとりが互いを尊重 し合い心豊かに暮らせるまち弘前」の実現に向け 取り組んでおり、その一環として、12月10日 に「弘前市パートナーシップ官誓制度」を開始し ました。

この制度は、性的マイノリティのカップルがお 互いを人生のパートナーとして宣誓したことを市 が受け止め、宣誓書受領証を交付するもので、宣 誓によって法律上の義務や権利が発生するもので はありませんが、性的マイノリティの人がさまざ

弘前市長

弘前市は、一人ひとか互いを尊重し合い心豊かに暮らすこと かできるまの実現を目指し、「弘前市パートナーシップ宣誓制 度」を実施しています。 お二人が、互いをパートナーとし、日常の生活において相互に 交え合い、協力し合うことを宣誓したことを提明します。 おエ人が弘前で幸せに稀ってどかできるぶ願っております。

まな場面で感じている生きづらさや不安な思いを 軽減、解消できるよう取り組むものです。

市は、制度導入を契機に性的マイノリティの人 たちをはじめ、困難な状況に置かれている人々へ の理解と共感が広がり、多様性を尊重するまちづ くりがより一層推進されるよう努めます。

▼対象の要件 ①成年に達していること/②市内 に住所を有しているか市内へ転入予定であること /③配偶者の他、宣誓する相手方以外の人とパー トナーシップ関係がないこと/④民法上婚姻を禁 止されている関係にないこと

▼必要書類 住民票の写しまたは転出証明書/戸 籍個人事項証明書(戸籍抄本)/本人確認書類 **▼その他** 宣誓をしようとする人は、日時等につ いて調整が必要となりますので、事前にご連絡く

■お問い合わせ先 企画課ひとづくり推進室 (**☎** 26-6349)